

3. 事業ごとに取り組む環境配慮

当市では、長年にわたり多くの開発事業が行われています。これらの開発事業は、当市の快適で活力のあるまちづくりを推進していくために必要不可欠なものであり、今後もこれらを進めていくことにより、都市機能の充実とともに、快適な生活環境を創出していく必要があります。しかしながら、これらの事業は、場合によっては自然の減少をはじめ、環境に大きな影響を与えてきたという側面も持ち合わせています。

したがって、当市の豊かな環境を次世代へ継承していくために、今後の開発事業にあたっては、環境への影響を回避・低減し、自然との共存に配慮した持続的発展が可能な社会づくりに努めていく必要があります。

ここでは、当市において考えられる主な開発事業を対象に、事業主体が自主的に環境に対し配慮すべき項目について示します。

なお、これらの開発事業については、市（行政）はもちろんのこと、事業者が行う場合にあっても、同様の配慮が求められます。

対象事業は、以下の事業とします。

- ① 道路の整備事業
- ② 廃棄物処理施設の整備事業
- ③ 下水関連施設の整備事業
- ④ スポーツ・レクリエーション施設の整備事業
- ⑤ 市街地再開発（土地区画整理含む）の整備事業
- ⑥ 住宅団地の造成と整備事業
- ⑦ 工業団地（流通団地含む）の造成及び工場などの整備事業
- ⑧ 公園・緑地の整備事業
- ⑨ 公共建築物の整備事業
- ⑩ 河川・用水の整備事業
- ⑪ 農用地などの造成事業



全事業共通項目

【計画時】

- 事前に地域の動植物や生態系などの環境特性を十分把握し、環境への影響に配慮するとともに、住民の意見などを踏まえて計画します。
- 既存の樹木は極力保存するとともに、これらをいかにして施設配置を計画します。
- 希少動植物の保存に努め、保存できない場合はその移植等について事前に調整します。
- 必要に応じて、ビオトープ※創出などの環境保全型開発※に配慮します。
- 緑地(緩衝緑地)※、水辺、広場などのオープンスペース※を確保し、自然とのふれあい、良好な都市景観の創出に配慮して計画します。
- 周辺の土地利用状況に配慮して計画します。
- 施設の色、デザイン、高さなどを考慮し、景観の分断などを極力避けるとともに、周辺景観との調和に配慮して計画します。
- 各整備事業の実施時はもちろん、完成後の稼働に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地下水汚染、交通量の増加にも配慮して計画します。
- 自然の地表面や緑地を極力保全するとともに、舗装については極力透水性とすることにより、雨水の地下浸透などを促進し、地域の水循環の確保に配慮して計画します。
- 建築物については、日照障害や電波障害などによる生活環境への影響が生じないよう、建物の高さや配置に配慮して計画します。
- 施設の屋外照明や街路灯などの照明施設は、光害に配慮して計画します。
- コージェネレーションシステムや省エネルギー型設備、風通しの良い間取りの採用、建築物の断熱化、屋上緑化や太陽光発電の導入など、エネルギーの有効利用に配慮して計画します。
- 計画地内に周知の埋蔵文化財がある場合は、事前に協議を行います。
- 工事等が史跡・天然記念物に影響を及ぼすことが想定される場合は、事前に協議を行い、保存・保護に努めます。
- 植樹帯、街路樹等生態系に配慮した樹木植栽などにより、緑化空間を極力整備し、自然環境と良好な景観の創出に配慮して計画します。

【施工時】

- 樹木の伐採や土木工事などに伴う動植物や生態系への影響に配慮します。
- 埋蔵文化財などが出土した場合には、速やかに教育委員会に届け出るとともに、適切な対応を行います。
- 切土、盛土工事や資材の運搬、施設の建設、工事車両の走行に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭などの低減・防止に努めます。
- 騒音や振動の少ない低公害型の機械の使用に努めます。
- 土木工事に伴う崖崩れや土砂流出などの災害を防止します。
- 工事に伴う建設副産物※(石材、木材、土等)は極力現場内で活用を図るとともに、適正な処理とリサイクルに努めます。

【供用開始後】

- 施設の稼働や利用、収集運搬・施設利用車両の走行などに伴う大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、交通量の増加などの把握に努めます。
- 公共施設等については、自然環境や水環境の保全、エネルギーに関する環境教育・環境学習の場としての活用を図るよう努めます。
- 樹木の植栽など、緑化に努めます。
- 施設利用者などによるごみの散乱などの防止に努めます。

ビオトープ

ドイツ語で生物を意味する「バイオ:Bio」と、場所を示す「トープ:Tope」との合成語で、野生生物が共存している生態系、生息空間のことをいいます。最近では野生生物の生息のために人工的に作り出された空間を指すことが多いようです。

環境保全型開発
緩衝緑地

環境保全と開発とを共存できるものとしてとらえた、環境に配慮した節度ある開発のことをいいます。居住地における大気汚染、騒音、悪臭などの公害の防止、生活環境の保全などを目的とした緑地(グリーンベルト)のことをいいます。

オープンスペース

建物などによって覆われていない、ゆとりのある広々とした空間のごとで、特に市民に対して開かれたもののごとをいいます。

建設副産物

建設工事にもない排出される物品のごとをいいます。土砂(いわゆる建設残土)やコンクリート塊、木材などがあります。

① 道路の整備事業

全事業共通項目について配慮するとともに、特に下記事項について配慮します。

【計画時】

○路線選定に際しては、住居や学校・病院などの静穏を要する施設との位置関係や周辺の生活環境との整合性を図るとともに、自然資源や歴史資源の分布域に配慮します。

【施工時】

○トンネルを施工する場合には、地下水脈の保全に配慮します。

【供用開始後】

○車両の走行に伴い、著しい環境悪化がみられる場合には、遮音壁や緩衝緑地・街路樹などの設置や道路構造の見直しなどにより、良好な環境の保全に努めます。

② 廃棄物処理施設の整備事業

全事業共通項目について配慮するとともに、特に下記事項について配慮します。

【計画時】

○処理施設については極力高度な環境保全技術の導入に努めます。

○周辺の森林や水辺といった、自然や歴史的・文化的遺産などの保全に配慮して計画します。

○地域住民や関係機関と、環境保全に関する協定などを締結します。

○廃棄物の処理に伴うダイオキシン類などの有害物質の排出については、国の排出基準値の遵守はもとより、さらなる低減に努めます。

○クローズドシステム※(施設排水などを冷却水などとして再利用するなど)の採用など、水の循環利用に配慮して計画します。

○廃棄物のリサイクル(金属類などの再資源化など)に配慮して計画します。

【供用開始後】

○「廃棄物の処理及び清掃に関する法律※」に基づく「維持管理に関する計画」などにより、環境調査を実施します。

【閉鎖後】

○施設の閉鎖にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく手続きなどを行うとともに、安全な施設管理計画を立案します。

クローズドシステム

工場などから有害物質を排出しないシステムのことをいいます。排水の再利用や、重金属の回収をするなどの取り組みがあります。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

昭和46年(1971年)9月に施行された、廃棄物の排出の抑制や廃棄物の適正な処理をし、生活環境を清潔に保つことで公衆衛生の向上を推進する法律のことをいいます。平成15年(2003年)12月などに改正が行われています。

③ 下水関連施設の整備事業

全事業共通項目について配慮するとともに、特に下記事項について配慮します。

【計画時】

- 処理施設については極力高度な環境保全技術の導入に努めます。
- 処理水の再利用や下水汚泥の適正処理、有効利用に配慮して計画します。

④ スポーツ・レクリエーション施設の整備事業

全事業共通項目について配慮するとともに、特に下記事項について配慮します。

【計画時】

- 間伐材の使用に努めます。

【供用開始後】

- 農薬や肥料を使用する場合は、水質汚濁などがないよう努めます。

⑤ 市街地再開発（土地区画整理含む）の整備事業

全事業共通項目について配慮するとともに、特に下記事項について配慮します。

【計画時】

- 周辺環境と調和した個性的な都市景観の創出に努めます。
- 住みやすい住環境整備に努めます。



⑥ 住宅団地の造成と整備事業

全事業共通項目について配慮するとともに、特に下記事項について配慮します。

【計画時】

<住宅団地の造成>

- 周辺の土地利用や、下水関連施設などの都市基盤の整備状況を踏まえて計画します。

<住宅の整備>

- 時代に流されない色・形の採用や長持ちする材料の使用など、長期間使用のできる建物の計画に努めます。
- 人体に影響を及ぼす疑いがある化学物質の含まれている建材の使用を極力避けます。
- 間伐材の使用に努めます。
- 廃棄物の適正処理やリサイクルに配慮して計画します。

【供用開始後】

<住宅の整備>

- ごみステーションの適切な管理に努めます。

⑦ 工業団地（流通団地含む）の造成及び工場などの整備事業

全事業共通項目について配慮するとともに、特に下記事項について配慮します。

【供用開始後】

<工場などの整備>

- 工場の稼働に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地下水汚染などの防止に努めます。

⑧ 公園・緑地の整備事業

全事業共通項目について配慮するとともに、特に下記事項について配慮します。

【計画時】

- 生物の生育・生息環境に配慮し、自然とのふれあいに配慮して計画します。
- 空き地等を利用した公園、緑地の整備に努めます。

【供用開始後】

- 農薬や肥料を使用する場合は、水質汚濁などが生じないように努めます。

⑨ 公共建築物の整備事業

全事業共通項目について配慮するとともに、特に下記事項について配慮します。

【計画時】

- 時代に流されない色・形の採用や長持ちする材の使用など、長期間使用のできる建物の計画に努めます。
- 人体に影響を及ぼす疑いがある化学物質の含まれている建材の使用を極力避けます。
- 施設の整備に際しては、間伐材の使用に努めます。

⑩ 河川・用水の整備事業

全事業共通項目について配慮するとともに、特に下記事項について配慮します。

【計画時】

- 自然景観、貴重な動植物や水生生物の生育・生息環境などの保全を図るとともに、多自然型工法※の採用などにより、新たな生育・生息環境の確保に努めるなど、地域の生態系や本来有している自浄作用に配慮して計画します。
- 河川公園、多自然型工法による川づくりなど、緑と水辺を活用し、自然とのふれあいに配慮して計画します。

【施工時】

- 河川、用水などの改修・改変や樹木の伐採などによる動植物や生態系への影響に配慮します。

【供用開始後】

- 必要に応じて貴重な動植物などの生育・生息に関する環境調査を実施し、これらの動植物への影響の把握などに努めます。
- 河川浄化運動※や流域を通じた交流など、市民の環境保全の取組みの促進に努めます。

⑪ 農用地などの造成事業

全事業共通項目について配慮するとともに、特に下記事項について配慮します。

【計画時】

- 多自然型工法などによるため池や用水路の整備により、生物の生息・生育場所の確保に努めます。
- 農業集落排水事業の施設などを整備し、用水路などの水質の向上に努めます。
- 農山村地域の自然に配慮して計画します。

【施工時】

- 農用地の造成に伴う動植物や生態系への影響に配慮します。

多自然型工法

河川の護岸整備等において治水面での安全を確保するとともに、景観や自然との調和、親水性にも配慮して工事を行う自然と調和した工法のことをいいます。河川の整備では、コンクリート三面張りの河川整備に代り、自然石や木材などを使用した生物の生育環境を提供し、瀬や淵など川独特の形を保存するなどの方法があります。

河川浄化運動

川をきれいにするために行われる活動のことをいいます。市民の参加による川の清掃などの取組みがあります。

バリアフリー化

障害者や高齢者の活動に配慮して、障壁(バリア)を取り除くことをいいます。道路段差の解消や、階段に代る緩やかなスロープの設置などがあります。

